

## 別記4

### 林業・木材産業成長産業化促進対策事業 (高性能林業機械等の整備・林業機械リース支援) 実施要領

#### 第1 目的

この事業は、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るために必要な高性能林業機械等の整備及び林業機械のリースに対して支援する。

#### 第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付するものとする。

#### 第3 事業計画の作成

- 1 市町村長は、事業計画書（別添様式）を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 事業計画において、取り組みの内容・手法を明示するとともに、国実施要領の別表2「指標のガイドライン」に基づき指標の設定をおこない、その実現を目指すものとする。
- 3 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった事業計画書を審査し、県実施要領第4の2に定める事前点検シート（様式2号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。  
なお、地域振興局長等は、必要に応じて、市町村長に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 4 知事は、提出された事業計画の内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で市町村長にその旨を通知する。

#### 第4 事業計画の変更

- 1 市町村長は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。  
なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。
  - (1) 高性能林業機械等の新設又は廃止
  - (2) 施設等の新設又は廃止
- 2 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむ

を得ないと認められるときは知事に進達するものとする。

- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、市町村長にその旨を通知する。

## 第5 事業の内容・採択基準等

事業の内容等は、国実施要綱の別表1のIの1「高性能林業機械等の整備」及び、別表1のIの2「林業経営体育成対策（林業機械リース支援）」による。

また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表1のIの1「高性能林業機械等の整備」の4「林業機械作業システム整備」、5「効率化施設整備」、6「活動拠点施設整備」及び、別表1のIの2「林業経営体育成対策」の9「林業機械リース支援」による。

## 第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

### 1 着手報告

事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の4の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

市町村長は、事業に着手したときは着手報告書（別紙様式1号）を速やかに知事に提出するものとする。

### 2 事業遂行状況報告

市町村長は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

### 3 完了報告

市町村長は、事業が完了したときは事業完了報告書（別紙様式2号）を知事に提出するものとする。

## 第7 検査

知事は、市町村長から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。

完了検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）等に基づいて行うものとする。

## 第8 施設の管理等

- 1 市町村長は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法

律第 179 号) 同施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 等、国、県の関係通達等に従うほか、機械施設等の管理運営については、国運用第 6 施設の管理に従い行うものとする。

- 2 市町村長は、当該事業によって整備した施設について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。) に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定められていないものについては農林水産大臣が別に定める期間内に廃止や他用途への転用及び管理主体の変更等を行おうとするときは、事前に財産処分承認申請書 (別紙様式 3 号) 又は管理主体の変更承認申請書 (別紙様式 4 号) を知事に提出し、承認を得るものとする。
- 3 市町村長は、当該事業によって整備した施設が天災その他の災害を受けたときは、速やかに災害報告 (別紙様式 5 号) を知事に提出するものとする。

## 第 9 その他

- 1 市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は 2 部 (知事 1 部、地域振興局長等 1 部) とする。
- 2 新潟県財務規則 (昭和 39 年新潟県規則第 12 号) 第 3 条第 1 項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第 6 及び第 7 において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。

附則 この要領は、令和元年 8 月 19 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

別紙様式1号（高性能林業機械等整備、リース）

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（高性能林業機械等の整備・  
林業機械リース支援）着手報告書

標記事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

事業実施主体		
林業機械名		
事業種目		
施行箇所		
着手年月日		
完了予定年月日		
施行内容	契約者氏名 (会社名等)	住所  代表者氏名
	契約金額	
	契約内容	
契約方法		
実施設計額 (予定価格)		

添付書類

契約書の写し、実施設計書の写し

別紙様式2号（高性能林業機械等整備、リース）

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（高性能林業機械等の整備・  
林業機械リース支援）完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定のあった標記事業に  
ついて、下記のとおり完了したので報告します。

記

事業実施主体	
林業機械名	
事業種目	
施行箇所	
着手年月日	
完了年月日	
施 行 内 容	契約者氏名 (会社名等) 住所 代表者氏名
	契約金額（最終）
	契約内容
契約方法	
実施設計額（最終） (最終予定価格)	

添付書類

工事完了写真、検査調書の写し

別紙様式3号（高性能林業機械等整備）

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（高性能林業機械等の整備・林業機械リース支援）によって取得した機械施設等の財産処分承認申請書

下記のとおり処分したいので、承認されたく申請します。

記

1 事業実施主体

2 処分しようとする理由

3 処分の内容

(1) 取得機械施設

取得年月日	事業種目	事業内容			事業費	補助金	
		工種 施設区分	構造又は 規格	数量		(交付金額)	うち 国補助金

(2) 処分計画施設

処分内容	処分予定年月日	処分の相手方	事業内容			事業費	処分価格
			工種・施設区分	構造又は規格	数量		

(3) 代替施設計画（代替施設がある場合記入）

設置年月日	事業実施主体	事業内容			事業費	備考
		工種・施設区分	構造又は規格	数量		

(注) 処分内容は、更新、用途変更、譲渡、貸付、担保等に分けて記載すること。

別紙様式4号（高性能林業機械等整備、リース）

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（高性能林業機械等の整備・林業機械リース支援）によって取得した機械施設等の管理主体の変更承認申請書

取得した機械施設等の管理主体を変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 管理主体の変更を必要とする理由
- 2 承認申請にかかる機械施設等の概要
  - (1) 事業種目
  - (2) 機械施設の所在地
  - (3) 構造及び規模
  - (4) 事業費
  - (5) 県交付金額
  - (6) (5)のうち、国交付金額
  - (7) 機械施設等の効果
- 3 承認申請に係る事項
  - (1) 変更しようとする管理主体の名称とその業務等の内容
  - (2) 変更しようとする時期
  - (3) 変更後における管理・利用の方法、利用計画
  - (4) その他必要な事項
- 4 変更前の利用実績
- 5 添付資料
  - (1) 変更前の管理規定等
  - (2) 変更後の管理主体が行う予定の管理規定等

別紙様式5号（高性能林業機械等整備、リース）

第 号  
年 月 日

新潟県知事

様

市町村長

印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（高性能林業機械等の整備・林業機械リース支援）によって取得した機械施設等の被災報告について

取得した機械施設等が下記のとおり被災したので報告します。

記

1 被災した機械施設等の概要

- (1) 事業種目
- (2) 事業実施主体名
- (3) 機械施設の所在地
- (4) 構造及び規模
- (5) 事業費
- (6) 取得年月日

2 被災の概要

- (1) 被災の原因
- (2) 被災の程度

3 復旧計画

- (1) 応急措置
- (2) 復旧計画
  - ア 復旧見込額
  - イ 復旧時期

4 添付資料

- (1) 図面
- (2) 被災状況写真

別添様式

年度

林業・木材産業成長産業化促進対策事業  
(高性能林業機械等の整備・林業機械リース支援)  
事業計画書

市町村名

年 月 日



- ※1 計画内容における素材生産量と生産性の内訳について、「森林整備」は主に利用間伐・それに付随する作業路開設等に係る生産量を記載する。「主伐」は木材収穫を目的とした皆伐、択伐等に係る生産量を記載する。
- ※2 計画内容における素材生産量の内訳について、「その他」は工事支障木・線下伐採など請負事業等に係る伐採数量を記載する。
- ※3 現状値は過去3ヶ年の平均値とし、対象とした年度と平均値を記載する。ただし、追加で施設整備等を行う場合は、前計画における当該年の計画値とする。
- ※4 目標値は事業実施の翌年から起算して5年後の値とし、目標年度と目標値を記載する。
- ※5 個別指標における素材生産量の目標値には、「その他」(※2)の数値は含めない。
- ※6 一人当たりの生産性の「計」については、森林整備、主伐それぞれの生産量実績を合計し、それに係る人工数で除した値を記載する。
- ※7 計画書には、「2 計画内容」に記載された各項目の数量の根拠等を示すこと。
  - (1) 導入機械等の必要性(現状と新システム体系の比較、現状の課題 等)
  - (2) 年度別素材生産計画量の根拠(施業実施予定地、予定面積、施業種、伐採量 等)
  - (3) 年度別生産性計画値の根拠(導入機械等の能力、労務計画、生産システムの効率化、機械稼働計画 等)
  - (4) 経営計画作成率に係る積み上げ面積及び団地数の根拠
  - (5) 計画主体、事業実施主体及び関係者との連携・協力体制、供給先との協定等
  - (6) 費用対効果分析結果報告書とその算定に係る実績数値等の根拠
  - (7) 保有機械等の一覧(導入年月日、耐用年数、メーカー等)及び過去の補助事業等導入状況
  - (8) 機種選定理由(メーカー、型式、装備等の仕様 等)
  - (9) 資金調達計画及び収支計画(5ヶ年分程度)
  - (10) 導入スケジュール及び整備後の施設・設備の管理運営規程
  - (11) 事業費算定根拠としての見積書(付帯設備等がある場合はその必要性)
  - (12) リース、レンタルとのコスト比較
- ※8 添付資料には、計画書数量等を算出した根拠資料と、県実施要領第4の2に定める事前点検シートの確認に必要な書類等を添付すること。
  - (1) 関連する森林経営計画書の写し
  - (2) 林業経営体認定書写し、組織規約、定款、履歴事項全部証明書写し
  - (3) 事業実施主体の経営状態(直近の決算書3期分)、森林整備事業及び主伐事業と請負工事の状況
  - (4) 機械保管場所に係る図面、位置図及び保管場所(施設・土地)所有状況
  - (5) 融資を利用する場合は、その融資に係る資料と金融機関名

(6) 事業導入を決定した臨時総会、役員会等の議事録写し

(7) その他必要な書類

## 事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。